

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドライン(第1版)

令和3年9月6日
津山市教育委員会

本市の感染状況や岡山県美作保健所(以下、保健所)の業務状況等を踏まえ、迅速に対応するため、文部科学省からの通知(8/27付)を参考に、この度、本ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、本市が緊急事態宣言対象地域等となった場合に、学校医等関係機関と相談の上、適用するものです。

1 濃厚接触者の候補の特定について

学校で児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、学校は直ちに濃厚接触者の候補リストを作成し、保健所に提供する。※

※【濃厚接触者の候補基準】

- (1) 感染者と給食時間に会話(マスクなしで)をするなどして過ごした者
- (2) 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(1m以内の距離で互いにマスクなしで時間の長さを問わずに会話があった場合)
- (3) マスクを着用していても、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等で、感染者と15分以上の接触があった者(例えば、感染者と会話していた者)

2 学級等の閉鎖について

(1) 一つの学級で児童生徒の感染が確認された場合の対応【学級閉鎖】

学校は、児童生徒が登校している状況下において、以下のいずれかの状況に該当する場合、学級単位とする臨時休業(学級閉鎖)を実施する。

- ① 同一の学級において2名以上の児童生徒の感染が判明した場合
- ② 1名の感染者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する可能性がある場合 ※
- ③ 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状(発熱、倦怠感、のどの痛み、咳、鼻水、くしゃみ等)を有する者が2名以上いる場合
- ④ その他、設置者が必要と判断した場合

(2) 二学級以上で感染が確認された場合の対応【学年閉鎖】

学校は、二学級以上を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 二学年以上で感染が確認された場合の対応【学校全体の臨時休業】

学校は、二学年以上を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3 学級閉鎖等の期間について

期間は、陽性者が判明した翌日から疫学調査等に要する日も含め、原則5日を目安とする。